

ガイアナ政府は、7月23日付け官報で、自国民及び子どもを除くトリニダード・トバゴからの渡航者に対し、新型コロナウイルスワクチン完全接種を入国条件とする旨発表しました。

なお、本件措置は8月8日更新予定となっており、今後、その他の国からの渡航者に対しても、同ワクチン完全接種が入国条件として課される予定ですので、同国への渡航の際にはご注意ください。

在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

参考：

ガイアナ政府ホームページ

<https://guyanatravel.gy/>

日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

【問い合わせ先】 在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：(国番号 1-868) 628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネイビス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。